

本格的に稼働する中国の個人年金

高齢化が急速に進む中国で、年金制度の第三の柱として期待される個人年金が本格的に稼働する。銀行、証券、保険分野の規則も出揃い今後は個人年金業務における競争も激しくなると予想される。長期・安定的に資産を運用する機関投資家の拡充にもつながろう。

高齢化の進展と年金制度の拡充

高齢化が急速に進む中国で、個人年金が本格的に動き出した。

まず、国家衛生健康委員会によると、2021年時点で中国の60歳以上の人口は2.67億人で総人口の18.9%を占める¹⁾(中国の定年年齢は男性60歳、女性は幹部55歳、労働者50歳)。今後は1960年代の出生ピークの人々が60歳以上になるため、35年頃には60歳以上人口は4億人を突破して、総人口の30%を超えると予想されている。

次に、中国の年金制度は3本の柱から成る。第一の柱は公的年金である基本養老保険で、都市部職工と都市農村住民の計10.3億人が加入し、積立金の規模は6.4兆元である。第二の柱は任意加入の企業年金と職業年金（公務員等が対象）で、積立金規模は企業・職業年金合計で4.4兆元である（21年末、人力資源社会保障部²⁾）。

図表 個人年金業務関連の弁法・通知のポイント

「個人養老金投資の公開募集証券投資基金の業務管理暫定弁法」(証監会)11月4日

運用商品は

- (1) 直近4四半期末の規模が5000万元以上、あるいは、前四半期末の規模が2億元以上の養老目標基金
- (2) 個人年金の長期運用に適した株式、株式ファンド、バランス型ファンド、商品ファンドで運用するファンドオブファンズ(FOF)。

「商業銀行と理財会社の個人養老金業務管理暫定弁法」の発布通知(銀保監会)11月17日

個人年金業務を展開できる銀行業金融機関は

- ・2022年第3四半期末時点で、Tier1資本が1000億元以上で、主要ブルーデンス監督管理指標が規定を満たす全国性商業銀行と比較的強い地域横断的なサービス提供能力を持つ都市商業銀行
- ・2022年第3四半期末時点で養老理財商品の試行対象に入っている理財会社(具体的には、大手銀行6行、株式制商業銀行12行、都市商業銀行5行、理財会社11社)

「保険会社の個人養老金業務展開に関する事項についての通知」(銀保監会)11月21日

前年末時点で、所有者帰属持分が50億元以上、ソルベンシーマージン比率が150%以上、コアマージン比率が75%以上等の条件を満たす保険会社が個人年金業務を展開できる。

(出所) 銀行保険監督管理委員会、証券監督管理委員会の発表資料を基に野村総合研究所作成

公的年金は、90年代後半に現行制度を構築した際の設計に難があり財政が苦しく、長期的にテコ入れが必要な状況にある³⁾。また、2000年代から本格化した企業年金の展開も十分とは言い難い。今後の高齢化の進展に備えて、以前から第三の柱である個人年金による年金制度の補充が期待されていた。実際、数年前から一部地域で個人年金商品が試行的に販売されており(後述)、制度構築の面でも、22年4月には国务院が「個人年金の発展の推進に関する意見」を発表し、準備が進んでいた。

こうした中、人力資源社会保障部等が、22年11月4日に「個人養老金(個人年金)実施弁法」(10月26日付。以下、実施弁法)を発表し、これを受けて北京市、上海市等の36都市で個人年金が先行実施されることとなった(11月17日付、25日発表)。先行期間は1年間で⁴⁾、その後、実施都市が拡大すると見られる。

また、実施弁法に関連して、「個人養老金の所得税に関する政策についての公告」(財政部、国家税務総局)、

「個人養老金投資の公開募集証券投資基金の業務管理暫定弁法」(証券監督管理委員会(以下、証監会))、「商業銀行と理財会社の個人養老金業務管理暫定弁法」(銀行保険監督管理委員会(以下、銀保監会))、「保険会社の個人養老金業務展開に関する事項についての通知」(銀保監会)等の関連弁法等も発表されて、銀行、証券、保険と税制の各分野で規定が整った(図表)。

実施弁法を見ると、▽個人年金は個人が任意に加入し拠出金の全額を負担する。加入条件は上述の公的年金に加入していることである。▽個人口座制が採られ、加入者は一つの商業銀行を選択し、個人年金資金口座を開設する。同口座は、資金の拠出、運用商品の購入、納税等に使われる。▽加入者は、拠出した資金を、銀行の貯蓄

NOTE

- 1) 国家衛生健康委員会老齡司長王海東 22年9月20日。
- 2) 企業年金には11.75万社、2875万人が加入している(21年末現在)。
- 3) 国有株の全国社会保障基金への組み入れの強化等が考えられる。
- 4) 人力資源社会保障部。22年11月1日「21世紀経済報道」。
- 5) 保険購入時の一定の所得控除、投資収益への非課税、保険金受取時に個人所得税徴収。上海市等3地域で試行、保険会社23社、加入者5万人超(21年10月)、保険料累計収入は6.3億元(21年末)。22年9月19日「財経」。
- 6) 60歳以上で年金が受け取れる商品。保険料支払が弾力的で、臨時工や出前・配達人員等の非伝統的産業の従業員等も対象としている。
- 7) 販売会社は商業銀行16行、証券会社14社、独立販売会社7社。各種報道による。
- 8) 当初、4都市4社でスタートしたが、足元では、10都市11社に試行範囲が拡大している。
- 9) 保険、証券投資信託、銀行・銀行理財の商品規模等は各種報道による。
- 10) 養老理財商品についての第一陣リストは明らかになっていない(22年11月末現在)。

預金や理財商品(資産運用商品)、保険会社や公募証券投資信託の個人年金商品で運用する。機関投資家は、安全で安定した長期的な資産運用が求められる。

税制面では、納税繰り延べの優遇政策が実施される(22年1月に遡及して実施)。拠出額は所得から控除され、運用段階の投資収益は課税されず、受取段階で所得税率表の最低税率である3%で個人所得税が課される。なお、加入者の年間の拠出資金額の上限は当初12,000元に設定されている。

個人年金商品の第一陣の発表

上述の各金融業態の暫定弁法等は、個人年金業務を行える金融機関や対象商品の条件等を示している。個人年金業務の第一陣となる金融機関と過去数年間の試行時の商品の動向を次に示しておくたい。

まず保険分野を見ると、18年から個人税収繰り延べ型商業養老保険⁵⁾、21年6月から専属商業養老保険⁶⁾が試行されている。専属商業養老保険は22年7月末で、加入21万件、累積保険料23.5億元である。

22年11月に銀保監会が発表した養老保険の第一陣のリストには生命保険会社6社の7つの専属商業養老保険商品が入った。今後も、銀保監会の定める個人年金業務展開の条件を満たす保険会社とその商品がリストに入っていくと見られる。

証券投資信託の分野では、18年以降、養老目標証券投資基金が試行されている。これは公募証券投資信託で、投資家のリスク選好に合わせて株式、株式ファンド、バランス型ファンド、商品ファンド等に投資するファンドオブファンズである。22年11月時点で188商

品、944億元に上る。

証監会が11月に発表した第一陣には、基金公司(証券投資信託運用会社)40社の129の養老目標基金と販売会社37社が選ばれた⁷⁾。

銀行・銀行理財子会社(資産運用子会社)の分野では、21年9月以降、理財子会社による養老理財商品が試行されている⁸⁾。養老理財商品は、長期・安定的な資産運用が求められており、比較的リスクで運用期間が5年以上と長めの金融商品となっている。22年9月時点で、49商品が存在し募集金額は900億元超と見られる⁹⁾。

11月の銀保監会の発布通知によれば、弁法の要件を満たす大手銀行6行、株式制商業銀行12行、都市商業銀行5行、理財子会社11社が個人年金業務を行える¹⁰⁾。

試行期間の商品の動向、特に養老理財商品の急増から、年金型金融商品への潜在需要があることがわかる。銀行、証券投資信託、保険会社の運用資金を巡る競争は既に始まっている。足元では、個人年金資金口座が開設される商業銀行が積極的と言われる。11月中に個人年金業務に乗り出す商業銀行も出ている。具体的には、個人年金資金口座開設や個人年金の予約サービス等がある。

個人年金の本格的な稼働は、中国の資本市場の発展の点からも重要である。長期・安定的に資金を運用する機関投資家が不足するという中国資本市場の長年の欠点の改善が期待される。また、中国でも必要とされる個人部門の貯蓄から投資への動きにも一役買うことになる。

Writer's Profile



神宮 健 Takeshi Jingu
金融デジタルビジネスリサーチ部
シニア研究員
専門は中国経済・金融資本市場
focus@nri.co.jp